

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	自転車等放置防止指導業務	地下鉄江坂駅周辺における自転車等の放置の防止及び指導	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市広芝町10番3号 特定非営利活動法人吹田・江坂ビジョン21	11,916,300円	平成22年12月14日付で、本市と江坂駅西地区交通環境改善協議会が締結した「江坂駅西地区の環境向上を目指す協定」第4条において、同協議会が放置自転車等防止のための啓発を行うものとされており、協議会内において左記啓発は同協議会構成団体の1つである(特非)吹田・江坂ビジョン21が行うものと規定されているため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】「エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)
2	総務交通室	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置保守点検等業務	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場の地下機械式駐輪装置(エコサイクル)の保守点検及び電話サポート	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	高知県高知市布師田3948番地1 株式会社技研製作所	16,370,953円	本業務の実施には、阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置の製造及び施工業者である(株)技研製作所の経験及び知識が不可欠であることから競争性がないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
3	総務交通室	JR吹田駅前ES保守点検業務(JR吹田-5・6)	昇降機保守点検業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社	4,620,000円	日本オーチス・エレベータ(株)は、本件設備の施工業者であり、同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
4	総務交通室	JR吹田駅前ほかEV保守点検業務(JR吹田-3・4・南千里-1)	昇降機保守点検業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	4,635,840円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	阪急吹田駅前EV保守点検業務(阪急吹田-1・2)	昇降機保守点検業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	3,002,340円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
6	総務交通室	JR岸辺駅前EV・ES保守点検業務(岸辺-1・2・3・4・5・6・7)	昇降機保守点検業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	12,606,000円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
7	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	3,049,200円	本業務は江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
8	総務交通室	路面清掃業務(4月~5月分)	路面の清掃業務	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト株式会社	5,782,118円	本業務は、市管理道路の機能維持、美観保持さらに交通災害等の予防等を目的として、年間を通じて実施しており、4月1日以降も継続して実施が必要な業務です。令和7年度の業務実施に伴い、制限付一般競争入札を執行するため、入札準備期間として必要となる令和7年4月~5月の2か月間について、前年度の契約相手方である都市クリエイト株式会社と、前年度と同一条件において契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン5令第167条の2第1項第2号(2)キ②入札準備のために年度当初の当該入札に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	総務交通室	総合的自転車対策業務	市内の放置自転車をなくすことを目的に、放置防止指導業務、移送業務、保管返還業務や、各自転車駐車場の管理業務、自転車コールセンター業務等の自転車対策関連事業を総合的に実施	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	392,653,111円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
10	総務交通室	岸辺駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市昭和田10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	8,506,300円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
11	総務交通室	北千里駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	4,208,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
12	総務交通室	地下道・歩道橋等人力清掃業務	清掃業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	20,081,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	総務交通室	緑の遊歩道歩道清掃業務	清掃業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	3,762,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
14	総務交通室	千里南公園ほか草花植付業務	市が所管する公園花壇等の草花植付・配布及び維持管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	8,353,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
15	総務交通室	苗圃管理業務	佐竹台1丁目地内の南苗圃の維持管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	2,366,100円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
16	総務交通室	公園等清掃業務	公園内の清掃作業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	20,497,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	総務交通室	南吹田公園管理事務所管理業務	南吹田公園及び集会所の管理業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	3,990,800円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
18	総務交通室	片山公園バラ管理業務	バラ管理	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	1,513,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
19	総務交通室	山田西公園ほかトイレ清掃業務	市内公園トイレ清掃業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	2,426,776円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
20	総務交通室	吹田市統合型GIS市民要望管理システム保守業務	吹田市統合型GIS基盤地図と連携可能となるよう構築した市民要望管理システムの保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号(OAPタワー) アジア航測株式会社	2,734,600円	当該システム保守には、現在公開されている吹田市統合型GIS(ALANDIS+)のシステム開発・運用事業者の知識及びライセンス等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、アジア航測株式会社と単独随意契約するものです。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
21	総務交通室	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	4,344,120円	本業務は阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
22	総務交通室	路線調書更新業務	道路管理システムデータ更新業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社バスコ 大阪支店	9,970,400円	本業務は、市道の認定・廃止に伴う道路管理システムの更新修正作業です。道路管理システムは、株式会社バスコが独自に開発したコンピューターシステムを採用しており、更新作業を他社が行うことは知識および技術的な面から不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者である株式会社バスコと単独随意契約するものです。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
23	総務交通室	阪急千里山駅前東自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	阪急千里山駅前東自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区堂山町3番3号 (株)高見沢サイバネティックス	2,613,600円	本業務の実施には、阪急千里山駅前東自転車駐車場自動管理ゲートシステムの施工業者である株式会社高見沢サイバネティックスの経験及び知識が不可欠であることから競争性がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により単独随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
24	総務交通室	(佐井寺西)用地補償総合技術業務(その2)に伴う追加業務(その2)	佐井寺西土地区画整理事業に必要な土地の取得及び換地移転に係る用地交渉並びにこれに関連する業務を総合的に行う業務	令和7年4月11日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月11日)	大阪市北区豊崎2丁目7番9号 (株)NISSO	6,334,900円	本業務は、現在実施中の(佐井寺西)用地補償総合技術業務(その2)に附随する業務であるため、本業務実施にあたっては既契約業務に合わせて実施する必要があり、地方自治法施行令第167号の2第1項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため既契約業務の受注者である(株)NISSOと随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】「(2)既に締結されている別の契約と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面でも有利なものであるとき」に該当)
25	地域整備推進室	令和7年度鉄道施設安全管理業務	佐井寺西土地区画整理事業に係る造成工事に伴う鉄道施設安全管理業務	令和7年4月28日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月28日)	大阪市北区芝田1丁目16番1号 阪急電鉄株式会社	7,064,200円	佐井寺西土地区画整理事業は、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行い、佐井寺西地区の良好な住環境の形成を目指しています。現在、本事業に係る造成等工事を実施しており、阪急千里線の近接区域において、樹木伐採、構造物撤去及び造成等の施工を行います。当該施工を行うにあたり、阪急千里線の一部区間において、現場巡回、夜間工事立会、架線防護等の作業を行う必要があります。当該作業は、阪急千里線の鉄道事業者である阪急電鉄株式会社でなければ役務を提することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
26	道路室	道路等施設補修工事(施設指示第4号)	道路等施設の補修工事	令和7年4月1日から 令和7年5月30日まで (令和7年4月1日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	3,932,737円	令和7年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
27	道路室	道路等施設補修工事(施設指示第6号)	道路等施設の補修工事	令和7年4月1日から 令和7年5月30日まで (令和7年4月1日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	2,582,998円	令和7年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
28	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第1号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和7年4月14日から 令和7年5月30日まで (令和7年4月14日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	2,740,017円	令和7年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
29	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,162,467円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(土木部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	JR吹田駅前ES修繕業務(JR吹田-5)	エスカレーターの修繕業務	令和7年5月23日から 令和7年12月26日まで (令和7年5月23日)	大阪支中央区城見2丁目2番22号 日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社	20,438,000円	日本オーチス・エレベータ株式会社は、本件設備を施工した施工業者であり、同設備の構造等について、熟知しており、本業務の実施には、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と、特殊な技術等を必要とするため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】A特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないときに該当)
2	道路室	JR岸辺駅前自転車搬送コンベア修繕業務	自転車搬送コンベアの修繕業務	令和7年5月19日から 令和7年7月31日まで (令和7年5月19日)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号 日本サンサイクル株式会社	3,723,500円	日本サンサイクル株式会社は、令和7年度のJR岸辺駅前ほか自転車搬送コンベア保守点検及び緊急通報対応業務の受託者であり、保守点検時に不具合箇所の状況を確認しており、修繕に際して時間及び費用の面において効率よく実施することができるため、随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)既に締結されている別の契約と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当)
3	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,324,453円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)